



福集協発第0115号  
平成24年12月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
福岡県集団検診協議会  
会長 松田 峻一良  
( 公 印 省 略 )

### 平成25・26年度各種検診実施医療機関の登録募集について

平成25・26年度各種検診実施医療機関の登録について、同封の登録申請基準に基づき申請を募集いたします。

前回募集では原則として電子申請をお願いいたしておりましたが、今回は、紙での申請のみとさせていただきます。

現在の登録医療機関へは、平成23・24年度の登録状況及びアンケート回答を印字いたしました申請書・アンケート等関係書類を本会より平成25年1月5日に発送を予定いたしております。

つきましては、本件について会員各位にご周知いただき、貴会にて申請医療機関名簿並びに申請書類等をお取りまとめの上、平成25年2月8日（金）必着で本会までお送り下さいますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 新規に登録を希望される医療機関につきましては、貴会より同封の登録申請書等を送付いただきますようお願い申し上げます。
- 2) アンケートの記入に不備がある場合等は返却となりますので、必ず地元医師会でチェックの上、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 【平成25・26年度各種検診実施医療機関登録申請の留意事項】

##### 1. 登録申請基準の主な変更点

##### 1) 肝臓がん検診精密検査実施医療機関の基準

- ①肝臓病ことにウイルス肝炎及び肝臓がんのハイリスクグループの診療に熟知し、かつ超音波検査設備を有し、日常的にその手技に熟知し、相当度の経験を有すること。（下線部の追加）

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明  
会長 蒲池 壽

各種検診実施医療機関の登録募集が参っております。23・24年度に登録されている医療機関については1月に県医師会より直接書類が送付されますので、ご記入いただき1月31日（木）までに当医師会事務局へご提出ください。新規に登録される医療機関は書類を送付しますので、当医師会事務局へご連絡ください。

## 2. 登録募集項目

平成25・26年度各種検診実施医療機関の登録申請基準を参照下さい。

## 3. 申請方法

### (1) 現在の登録医療機関

- 1) 各医療機関に送付した平成23・24年度の登録状況並びにアンケート調査回答を印刷した登録申請書並びにアンケートを、赤ボールペン等で修正・追加並びに押印の上、平成23年度・24年度講習会受講証等資料並びに審査・登録料を添えて、所属の郡市医師会へ平成25年1月末日までにご提出下さい。
- 2) 登録申請書の平成23・24年度講習会の受講欄の受講に○がついている箇所の受講証の添付は必要ありません。(受講に○がついている箇所は、県医師会で受講が確認できております。)
- 3) 項目を追加する場合は、各医療機関に送付している申請書並びにアンケート調査票に赤ボールペン等で必要事項を記載して下さい。

### 2) 新規申請

①登録申請書、②アンケート、③登録・審査料、④平成23・24年度講習会受講証(受講歴がある場合)等添付資料を添えて、所属の郡市区医師会へ平成25年1月末日までにご提出下さい。

※乳がん検診〔マンモグラフィ撮影のみ〕及び〔視触診・マンモグラフィ併用〕の申請の場合は、マンモグラフィ技術講習会の受講証コピーの提出が必要です。

## 4. 申請締切

郡市医師会：平成25年1月31日(木)

県医師会：平成25年2月 8日(金)

## 5. 登録・審査料

登録申請基準並びに登録申請書を参照下さい。

## 6. 登録期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)

## 7. 申請医療機関の審査・登録

医療機関の登録については、各種検診部会委員会において申請内容を基に厳密な審査を行います。アンケートの内容等に不備がある場合は、直接照会することがありますのでご了承下さい。

## 8. 登録医療機関名簿の作成・配布

各種検診実施登録医療機関名簿を作成し、各郡市医師会・検診機関・市町村・保健福祉環境事務所・保健所等の関係機関に配布いたします。

## 9. 登録通知書

登録通知書は、本会より各登録医療機関へ直接通知いたします。

## 10. その他

①講習会（県主催又はブロック主催）の受講証のコピーを必ず添付して下さい。ただし、現在の登録医療機関で、登録申請書の受講欄の受講に○がついている箇所の受講証は添付不要です。

平成25年1月以降に開催分は後日確認させていただきます。

②新規に申請される検診項目につきましては、受講証のコピーは必要ありません。

③年度の途中などの随時の登録は行っておりません。

④アンケートの内容は、申請される検診項目については、全てご回答下さい。新規開業の申請の場合、アンケートの回答は、開業場所での実績をご記入願います。実績が0の場合は、前勤務先並びに前勤務先の実績をご記入下さい。

⑤肺がん検診再精密検査及び肝臓がん検診再精密検査につきましては、精密検査の登録申請が必要です。再精密検査のみの申請は出来ませんのでご注意願います。

⑥乳がん検診の「マンモグラフィ撮影のみ」、[視触診・マンモグラフィ撮影併用]、並びに[精密検査]の「国の求める仕様基準を満たした乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）の機器」につきましては、添付の別紙一覧を参照下さい。

⑦乳がん検診で「マンモグラフィ撮影のみ」もしくは「視触診・マンモグラフィ撮影併用」の申請医療機関が、[精密検査]も申請される場合の登録・審査料は、全て併せて3,000円となります。

⑧登録・審査料は、登録保留となった場合も返金いたしませんのでご了承下さい。